

7農業第595号
令和7年12月4日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

喜多方市長

市町村名 (市町村コード)	福島県喜多方市 (07208)
地域名 (地域内農業集落名)	豊川地区 (高吉集落、太郎丸集落、綾金集落、長尾集落、荒分集落、菅井集落、渋井集落、一ノ堰集落、下高額集落、堂畠集落、太田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月4日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域農業の現状】

- ・ 豊川地区は、合併前の旧喜多方市の南部に位置する11の集落で構成
- ・ 1ha区画の基盤整備を含む平坦部の地域特性を生かし、水稻を中心に、小麦、そばによる土地利用型農業やアスパラガスやキュウリ、ミニトマトなどの施設園芸や畜産等による複合経営が展開
- ・ 特に、11集落のうち、10集落で多面的機能支払制度に取り組むなど、集落全体で農地・農道等の維持管理に取り組んでいる。
- ・ 農業を担う者のうち、担い手への農地の集積率は約47%と農地の集積・集約化が進んでいる。
- ・ 当面はリタイア・規模縮小予定の農地等を、農業を担う者で引受可能だが、規模拡大意向のある農業を担う者との利用調整が未了の農地の一部でミスマッチが生じ、今後の話し合いがキーとなる。(高吉、渋井、太田)
- ・ 入作や土地持非農家を除いた集落内農家の平均年齢は68.4歳であるが、それぞれの集落において、個人経営や市内全域を耕作範囲とする農業法人等が営農し、地域農業の保全・発展に努めている。

【地域農業の課題】

[農業を担う者の確保]

- ・ 農業を担う者を地域内・外から確保している。(高吉、太郎丸、綾金、長尾、荒分、渋井、一ノ堰、下高額、太田)
- ・ 農業を担う者が不足している。(菅井、堂畠)
- ・ 新規就農者が参入している。(太郎丸、荒分、渋井)

[農業を担う者への農地の集積・集約]

- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積・集約化が進んでいる。(高吉、太郎丸、綾金、荒分、渋井)
- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積が進んでいるものの、分散錯闇の状態にある。(下高額、太田)
- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積もなかなか進んでおらず、分散錯闇の状態にある。(菅井、一ノ堰、堂畠)

[農地バンクの活用]

- ・ 農地バンクの活用は進んでいるものの、集約の理解に向けた農地所有者の理解が得られない。(一ノ堰、太田)
- ・ 農地バンクの活用は進んでおり、所有者の理解も得られることから農地の集約化を進めて行くことが課題。(荒分、渋井、下高額)
- ・ 農地バンクを活用していない。(菅井、堂畠)

(2) 地域における農業の将来の在り方

[作物の生産]

- ・ 地域特性を生かし、水稻を主要作物とし、土地利用型作物や施設園芸、畜産等による複合経営を継続(共通)
- ・ 所得向上に向け、施設栽培によるキュウリ、トマト、ミニトマトに加え、露地栽培によるアスパラガス、キュウリ、トマト、ネギの生産を行う。(長尾、荒分、菅井、一ノ堰、下高額、太田)
- ・ そば以外の土地利用型作物として小麦を作付・拡大していく。(下高額、堂畑)
- ・ 水稻の特別栽培に取り組む。(綾金、渋井、下高額)
- ・ 水稻育苗は、集落で共同により行う。(渋井、太田)

[農業を担う者の育成・確保]

- ・ 主に集落内の農業者の中から農業を担う者を確保するが、集落内の農業を担う者が不足する場合は、集落外の農業者を積極的に農業を担う者に位置付ける。(共通)
- ・ 農作業の共同化や農業用機械・施設の共同利用等に向け、既存の組織体制の継続または経営体質の強化に取り組む。(綾金、荒分、渋井、一ノ堰、下高額、太田)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	549.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	488.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・ 農業振興地域内の農用地区域・農業用施設用地・白地、都市計画地域内の用途地域において、原則10年後においても、農業上の利用を継続する農用地の区域を農業上の利用が行われる区域とすることを基本とする。
- ・ なお、林地化により農業上の利用が困難な農用地の区域等は除外している場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・ 今後、リタイア・規模縮小しようとする場合は、集落に窓口を置き、農業を担う者と農業委員会において調整した上で、農地を集積・集約化を図る。(高吉、太郎丸、綾金、荒分、菅井、渋井、一ノ堰、下高額、太田)
- ・ 水田はできるだけ連担化し、転作田は団地化を進める(高吉、太郎丸、荒分、菅井、渋井、一ノ堰、下高額、太田)

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・ リタイア・規模縮小する者が農業を担う者に農地を貸し付けるとき(高吉、綾金、荒分、渋井、一ノ堰、下高額、堂畑、太田)
- ・ 農地の分散解消や団地化のために農地の権利を移動しようとするとき(高吉、綾金、荒分、渋井、一ノ堰)

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・ 土地改良事業の実施を契機に、生産効率の向上と農業を担う者へのまとまりある農地集積・集約化を図る。(荒分、渋井)

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・ 集落内外から新規就農者を積極的に確保する。(高吉、太郎丸、綾金、長尾、荒分、菅井、下高額、太田)
- ・ 集落外の法人、企業等を位置付ける。(菅井、一ノ堰、堂畑)
- ・ 地域内外から多様な経営体を募り、受け入れる。(太郎丸、一ノ堰、堂畑)
- ・ 農作業の共同化や機械・施設の共同利用に向けた組織設立を検討する。(綾金、荒分、渋井、一ノ堰、下高額、太田)
- ・ 水稻育苗について、集落内の組織等で請け負う。(渋井、太田)

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②水稻の減農薬・減化学肥料による特別栽培に取り組む。(綾金、渋井、下高額)
- ③自動操舵による田植えやドローンによる病害虫防除・施肥作業等を実施。(高吉、下高額)
- ③そばの播種について、ドローンによる播種を検討する。(荒分)
- ④新市場開拓用米に取り組む。(下高額)
- ⑥水稻・緑肥による資源作物に取り組む。(下高額)
- ⑦遊休農地を活用できる農業者がいない場合は地域ぐるみで農地の保全・管理を行う。(太郎丸、長尾、荒分、太田)
- ⑦畦畔管理、草刈、防除、堰の管理など、多面的機能支払による保全管理を行う。(高吉、太郎丸、綾金、長尾、荒分、菅井、渋井、一ノ堰、下高額、太田)
- ⑧共同農業用施設の整備に取り組む。(下高額)